

資料1
平成30年5月1日・第6回 第4期消費者
基本計画のあり方に関する検討会

学校教育における 消費者教育の推進

鳴門教育大学大学院 学校教育研究科
生活・健康系コース（家庭） 坂本有芳

構成

- 教育内容：
鳴門教育大学の学部生・大学院生の調査より
 - 消費者庁作成教材「社会への扉」活用で見たこと
 - 意識調査結果より
- 教育の場や方法
 - 家庭科教科の状況
 - 教員の養成
 - 教科外活動、外部専門家の活用

消費者庁作成教材「社会への扉」の目的

- 自分の名前で契約できる
- 消費生活センターを活用できる
- 消費者の行動が社会を変えることに気付く

- 高等学校段階までに、契約に関する基本的な考え方や契約に伴う責任を理解する。
- 身近な契約等を通じて、社会において消費者として主体的に判断し責任を持って行動できるような能力を育む。

高校生を中心に幅広い世代で活用できます。


社会への扉 とびら

- ・自分の名前で契約できる
- ・消費生活センターを活用できる
- ・消費者の行動が社会を変えることに気付く

12のクイズで学ぶ自立した消費者

目次

消費者が主役の社会へ	1
契約について理解しよう!	3
お金について理解しよう!	7
暮らしの安全について理解しよう!	9
消費生活センターについて知ろう!	10
あなたの行動が社会を変える!	11

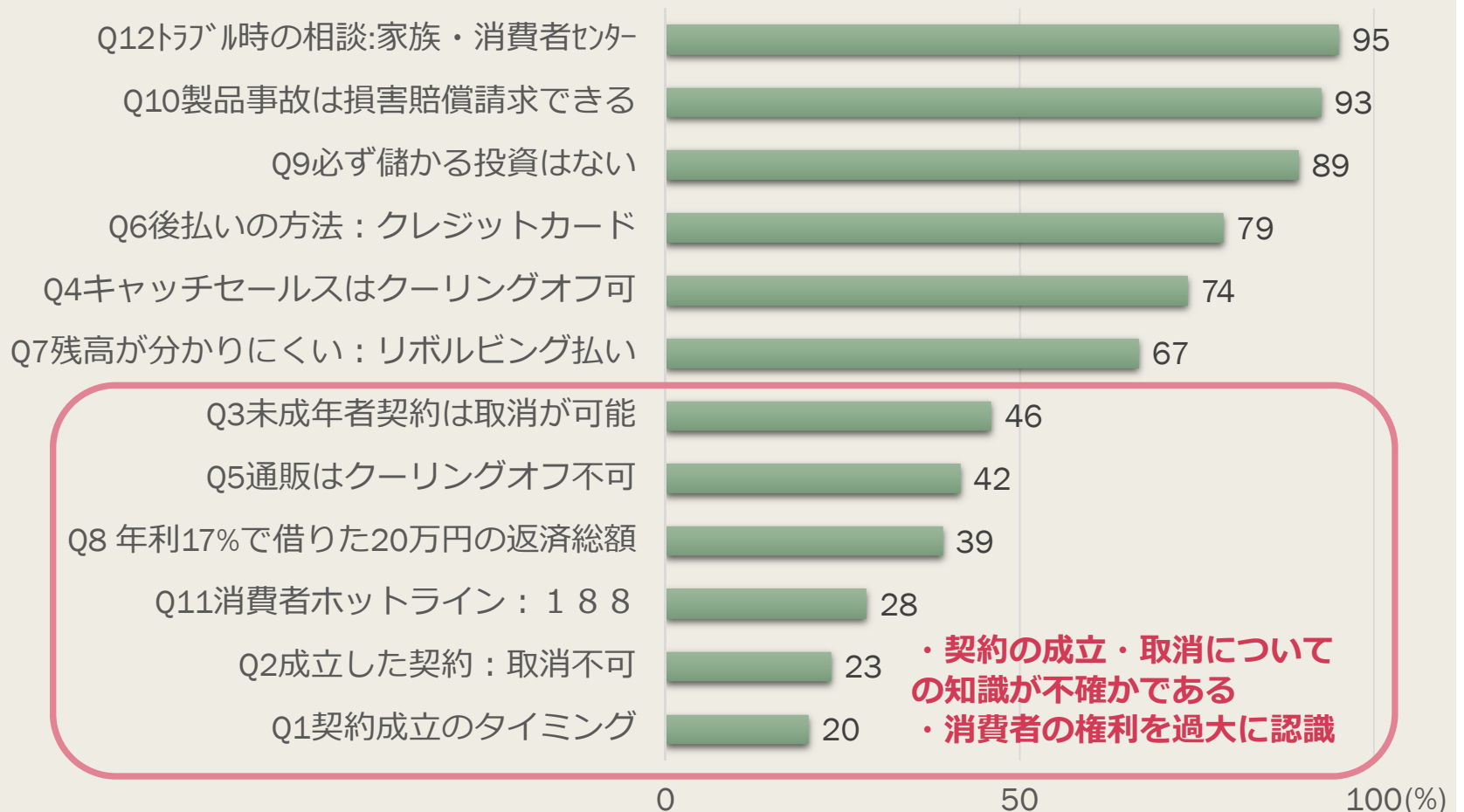


もうすぐ大人

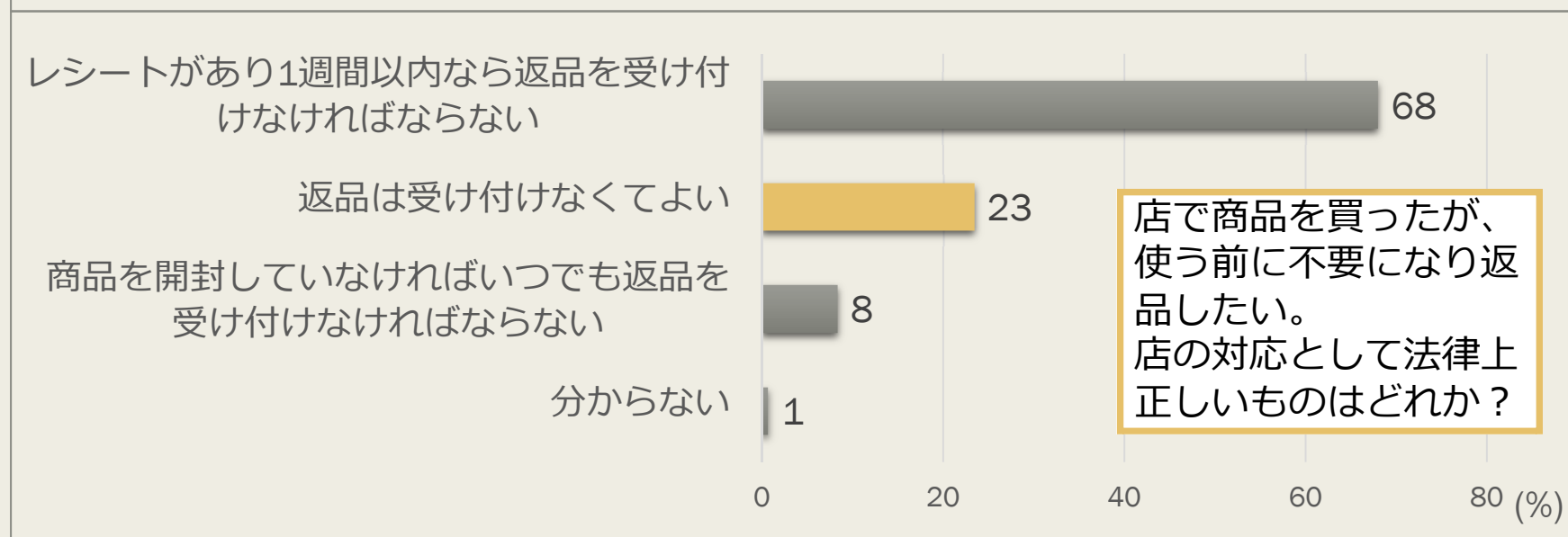
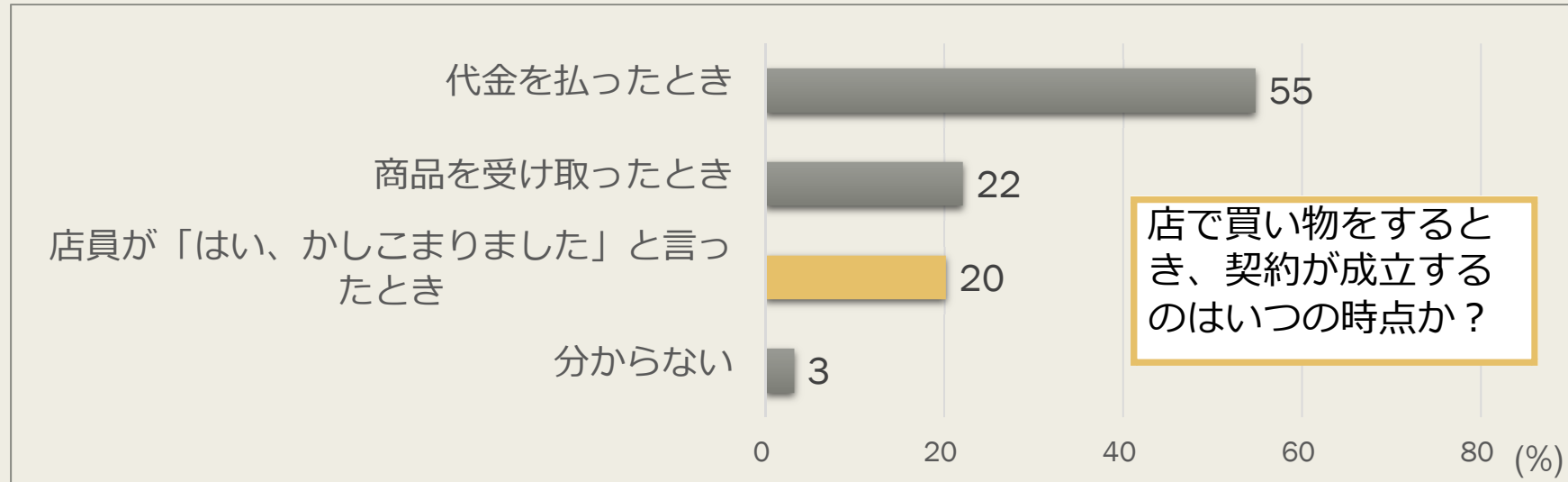
消費者庁

消費生活に関する 若者の知識の傾向

12問のクイズの平均正答率 (n=159)

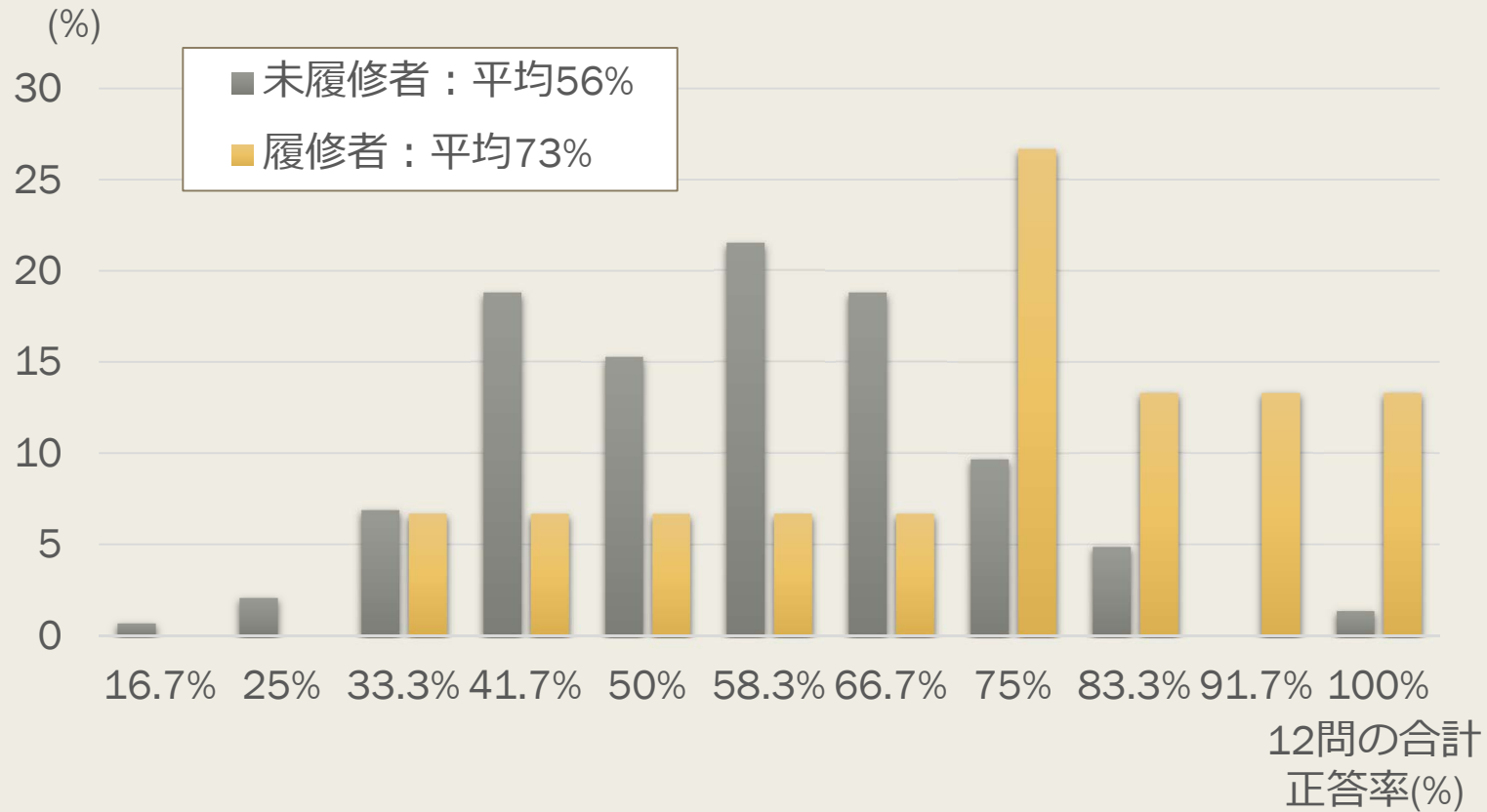


契約の成立・取消への認識



- 代金を払わなければ契約が成立していない、消費者には返品する権利があると誤解している人が多い

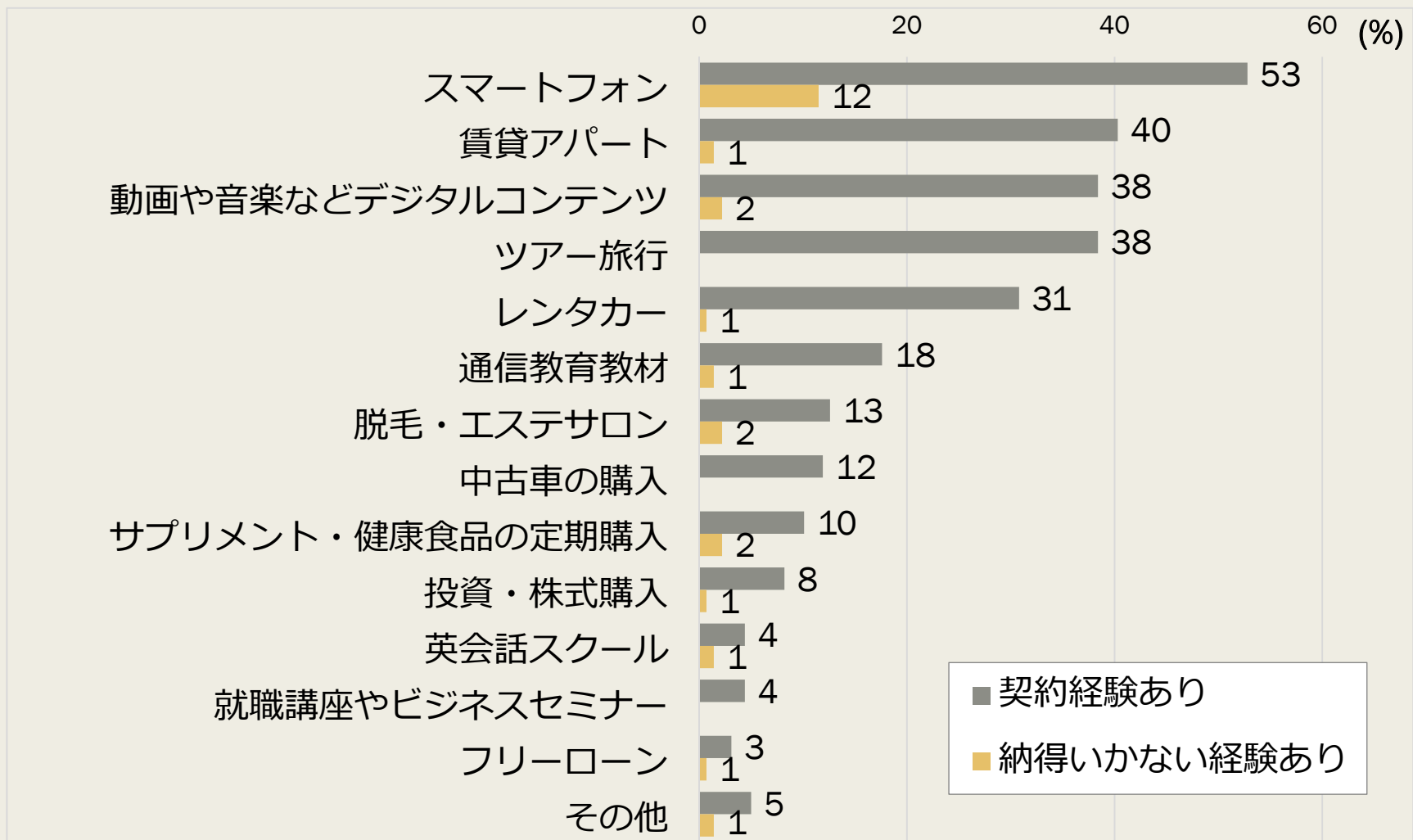
1回の授業の効果



- 消費者法に関連する授業を2回（うち「社会への扉」を用いた授業を1回）受講した*学生は、半年以上経過した時点でも有意に正答率が高い（ $p < 0.5$ ）。

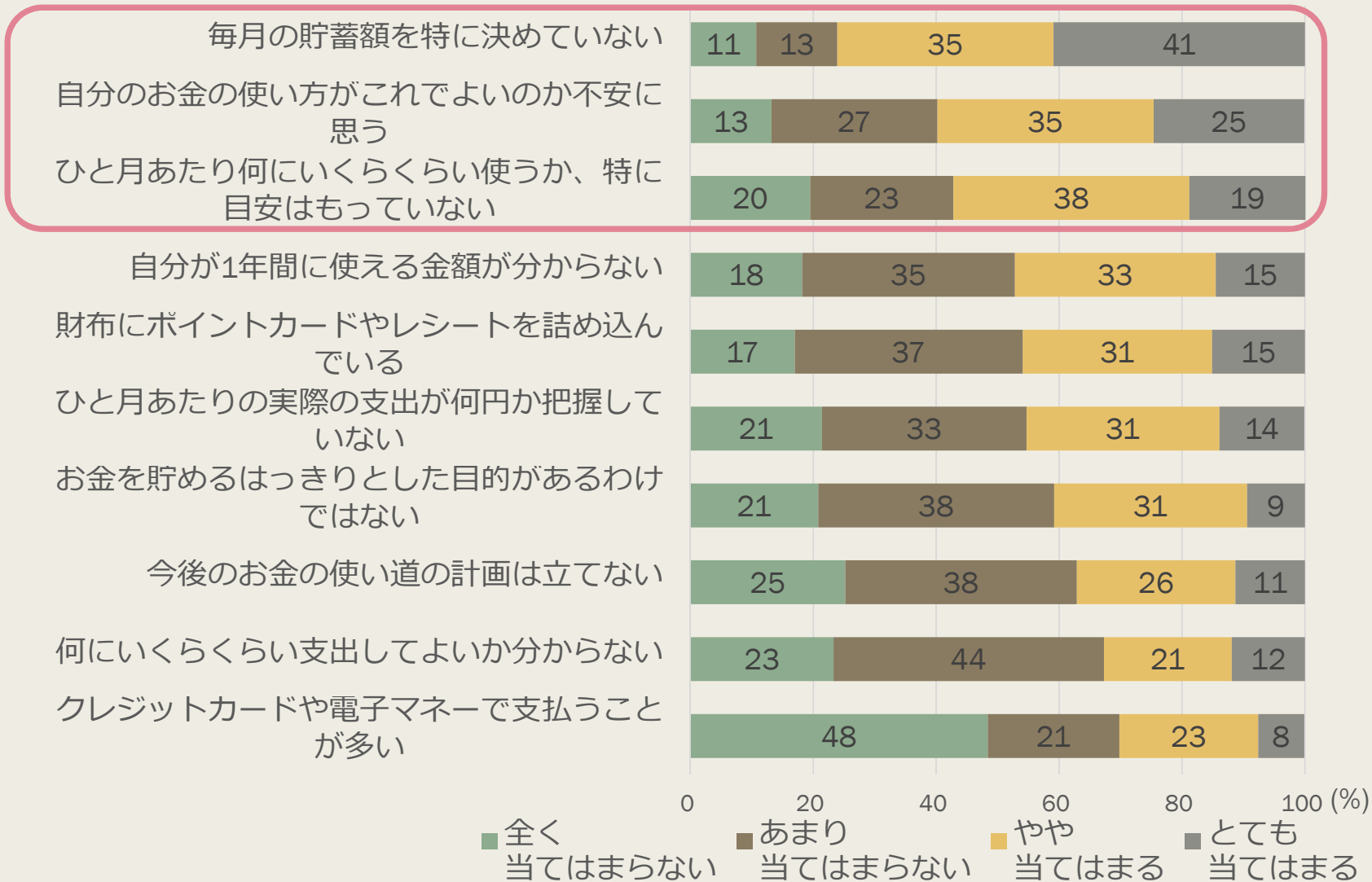
* 履修登録しており、当日は欠席していた学生も含まれる。

サービス契約の経験



- スマートフォンの契約は半数以上が経験。契約経験者の2割以上が「納得いかない経験あり」と回答。
- サービス契約、特に長期間の契約に関する学習の重要性がうかがわれる。

金銭管理の状況



- 月当たりの支出の目安や予算の立て方を学習する必要性がうかがえる。
- キャッシュレス生活での家計管理の方法も視野に入れる。

自然環境・社会的背景を考慮した商品選択

あなたはふだんの買い物で、以下のことを意識していますか？

農産物などは農薬の使用がない・少ないものを選ぶ

家電製品は、消費電力の少ないものを選ぶ

環境や安全に配慮されたマークのあるものを選ぶ

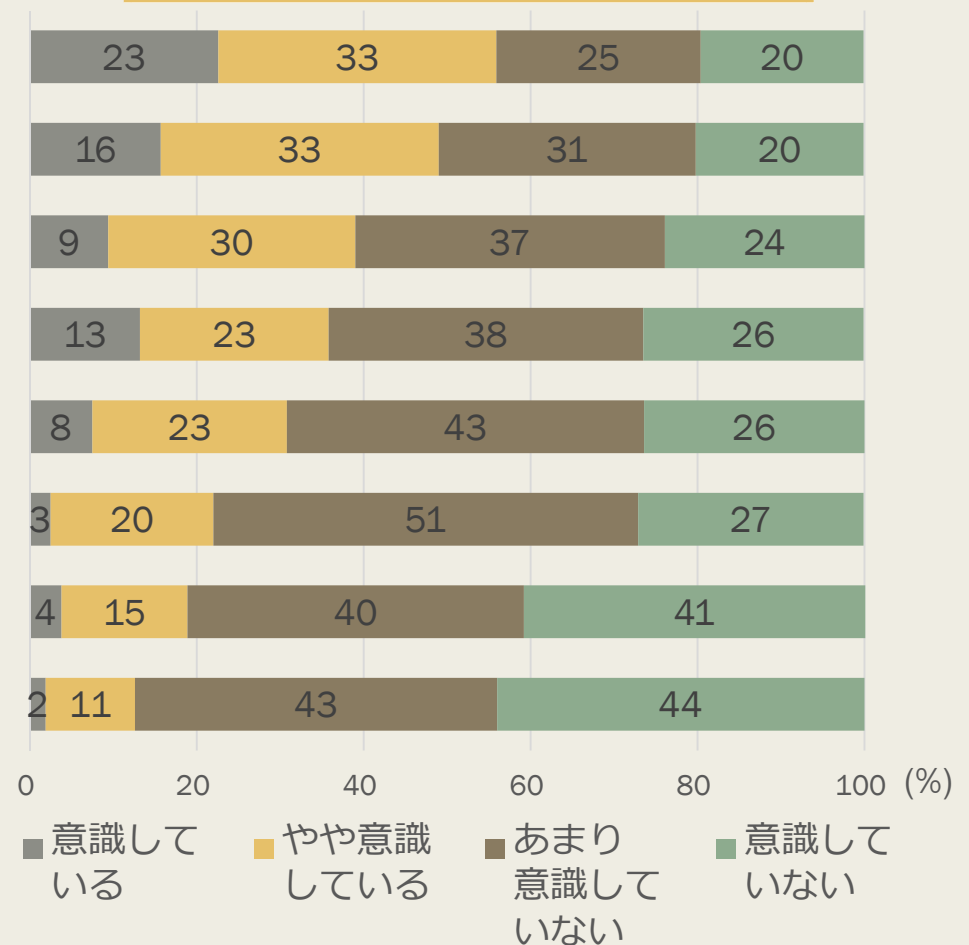
容器や包装の少ないものを選ぶ

洗剤などは自然にやさしい成分のものを選ぶ

リサイクル素材でできた商品（再生紙など）を選ぶ

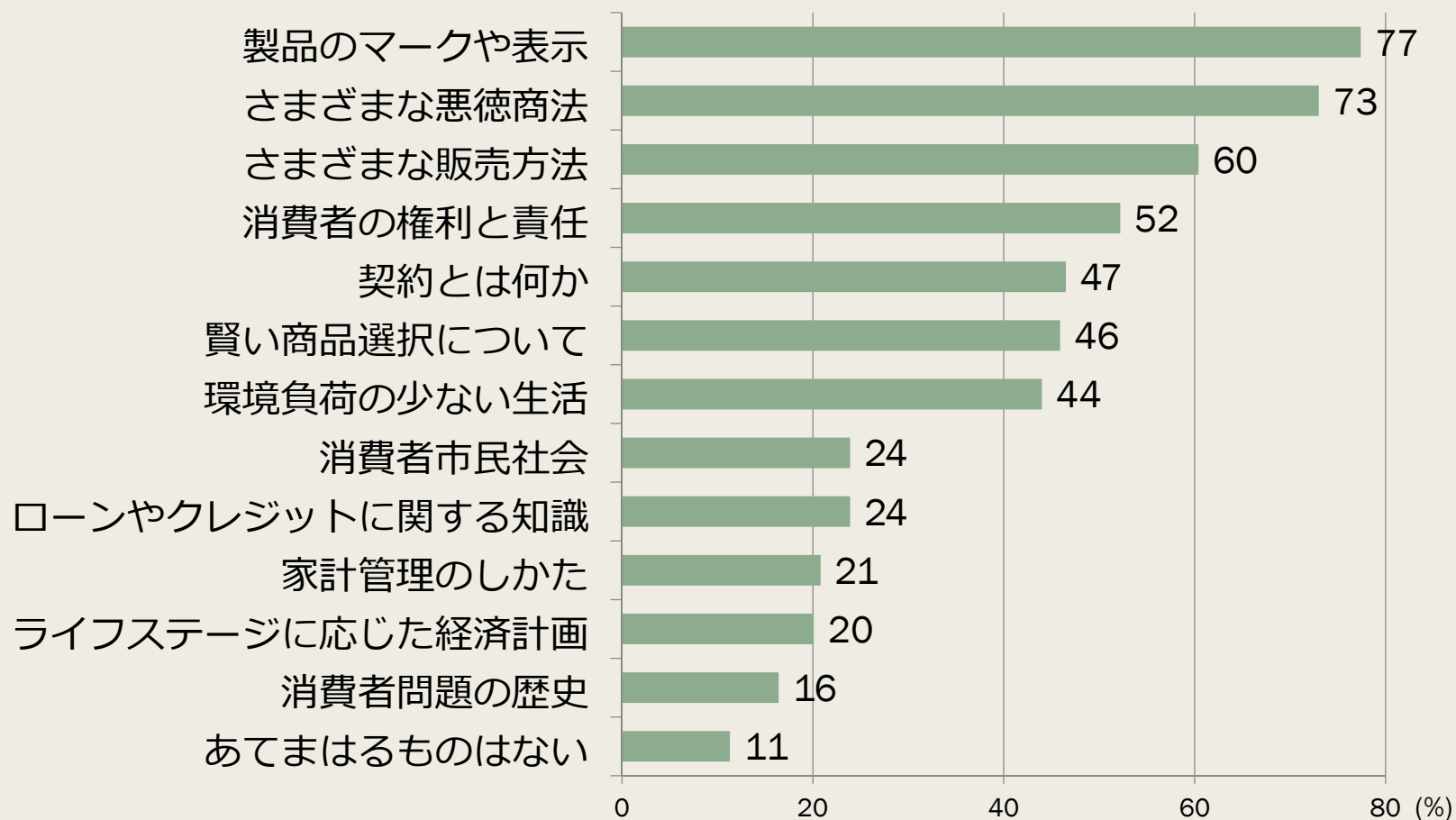
フェアトレード商品を積極的に選ぶ

社会貢献活動に熱心な企業のものを選ぶ



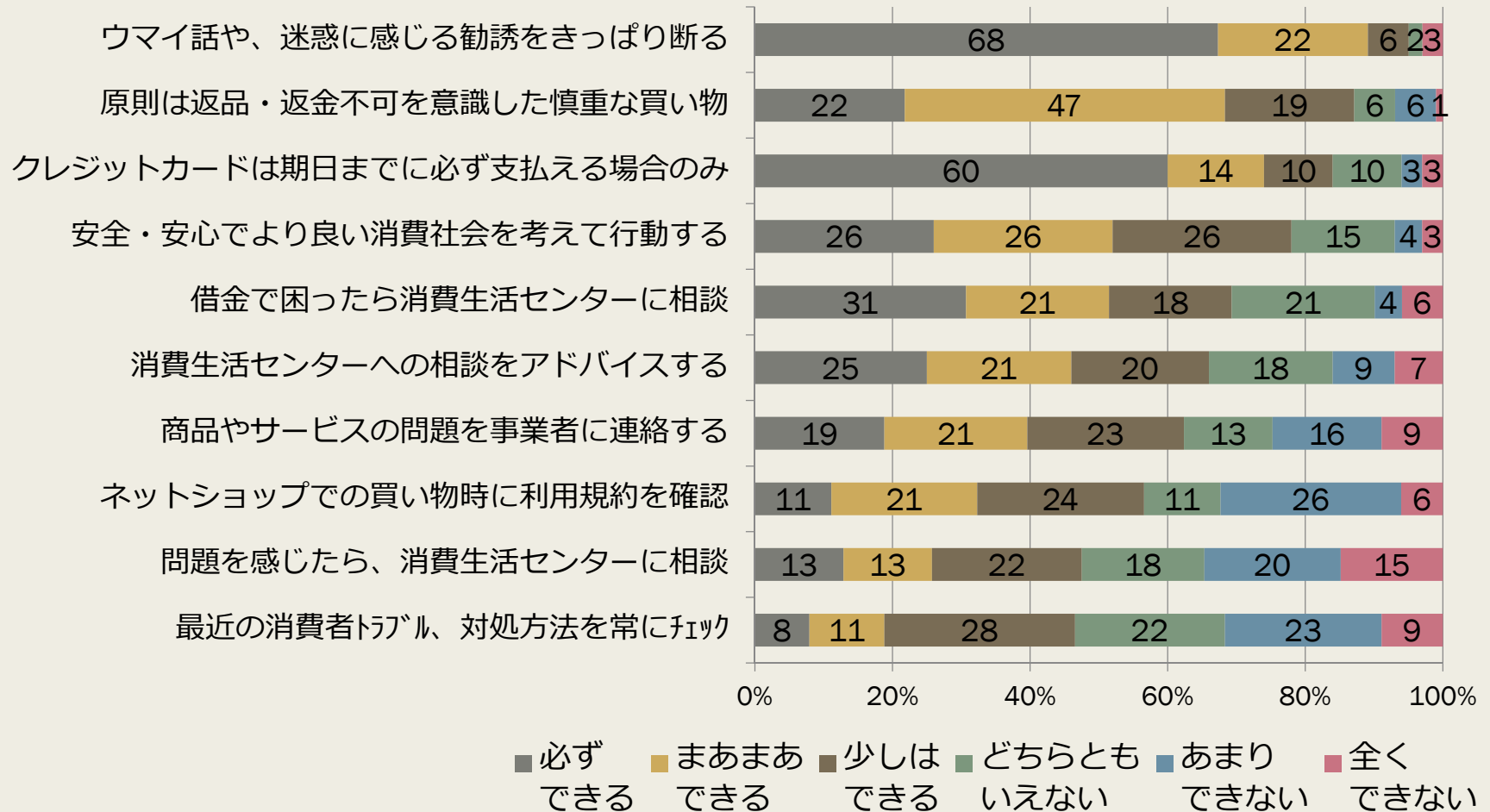
- 自然環境への影響を考慮する人は一定程度いるが、「フェアトレード商品を積極的に選ぶ」「社会貢献活動に熱心な企業のものを選ぶ」人の割合は限られている。

高校までに学校で学習した消費生活に関する内容



- 「製品のマークや表示」「悪徳商法」「販売方法」等は多くが学習している。
- 金銭管理教育を学習している割合は少ない。

消費者としての態度



- 「明確な意思表示」「慎重な選択」「情報の確認」「困ったときには相談」「社会的影響の考慮」など、消費者としての望ましい態度を形成することこそが重要。

学校における消費者教育

(H20,21公示学習指導要領)

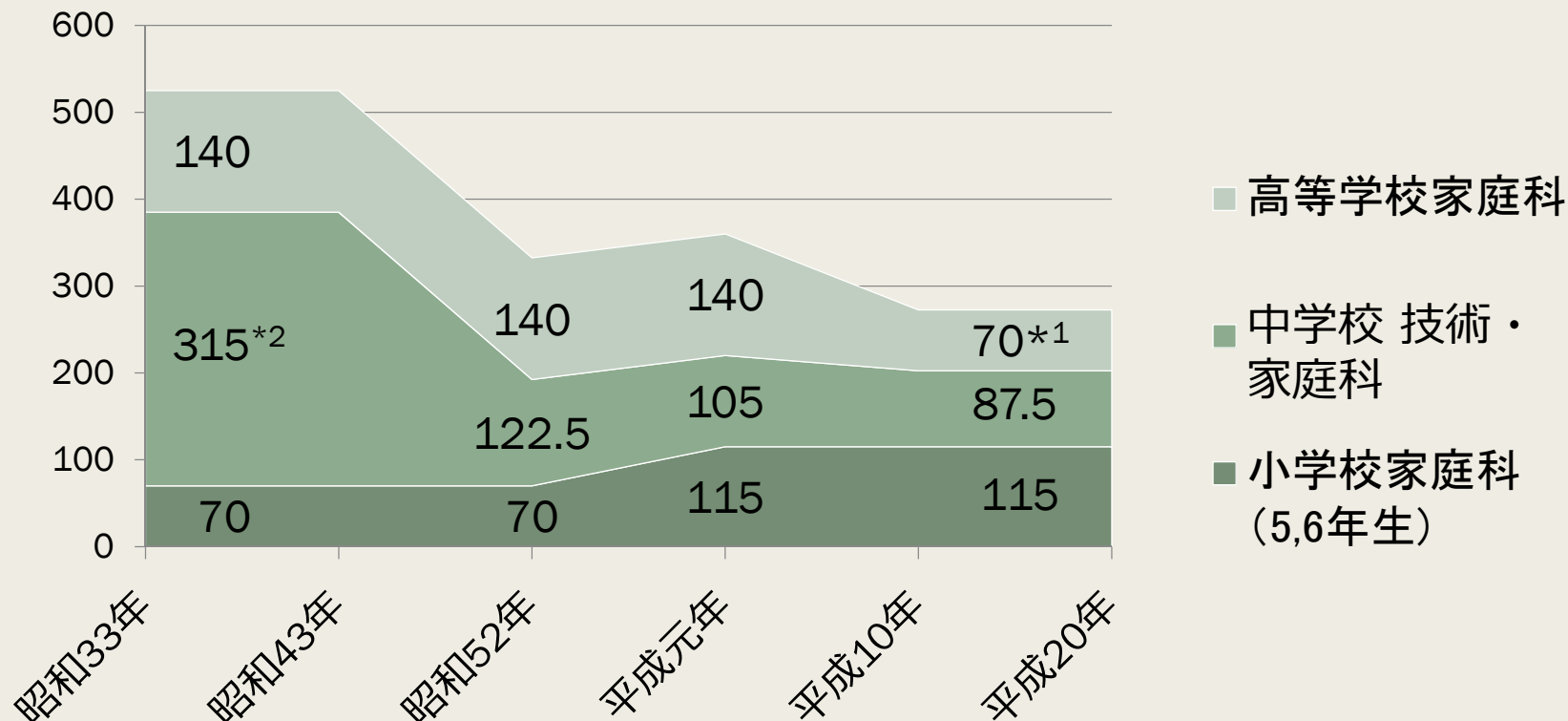
	家庭科	社会科
小学校	<ul style="list-style-type: none"> 物や金銭の大切さに気付き、計画的な使い方を考える。 身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できる。 自分の生活と身近な環境とのかかわりに気付き、物の使い方などを工夫できる。 	
中学校	<ul style="list-style-type: none"> 自分や家族の消費生活に関心をもち、消費者の基本的な権利と責任について理解する。 販売方法の特徴について知り、生活に必要な物質・サービスの適切な選択、購入及び活用ができる。 自分や家族の消費生活が環境に与える影響について考え、環境に配慮した消費生活について工夫し、実践できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 市場の働きと経済について理解させる。 国や地方公共団体が果たしている役割について考えさせる（消費者の保護なども含め）。
高等学校	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活と生涯を見通した経済の計画の重要性について認識させる。 意思決定の過程とその重要性について理解させ、消費者として主体的に判断できるようにする。 消費生活の現状と課題、消費者問題や消費者の自立と支援などについて理解させ、消費者としての権利と責任を自覚して行動できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 経済についての基本的な見方や考え方を身に付けさせる。 経済活動の在り方と福祉の向上との関連を考察させる。

学校における消費者教育 —家庭科教育

- 昭和31,32年より、家庭経営・家庭経済の項目は存在する。
- 小学校学習指導要領
 - H20より消費生活が独立した一領域に
 - H29年度の改訂で以下が追加
 - 買い物の仕組み、売買契約の基礎
 - 物や金銭の使い方と買い物における消費者の役割
- 中学校学習指導要領
 - H20より消費生活が独立した一領域に
 - H29年度の改訂で以下が追加
 - クレジットなどの三者間契約
 - 消費者被害の背景とその対応についての理解
 - 自立した消費者として責任ある消費行動を考え、工夫すること
- 高等学校学習指導要領
 - H1より消費生活が独立した一領域・項目に

家庭科 学習時間の推移

(単位時間)



- 内容が増加する一方、学習時間は短い。
- 中学校家庭科87.5時間のうち、消費生活に関する時間は10時間程度。

*1 「家庭基礎2単位」を70時間と換算。*2 「家庭科」履修は女子のみ

中学校家庭科を担当する教員

■ A県の状況

公立中学校数	82校
うち免許を保有している教員が 家庭科を担当している学校数	41校
家庭科授業を担当する教員数	130名
うち家庭科免許を保有する教員数	42名

- 少子化による学校規模の縮小で、中学校では免許外の教科を担当するケースが増加。
 - 授業時間数の少ない教科に免許を保有する専任教員を配置できない。
 - 免許を保有する非常勤講師ではなく、専任教員が免許外の科目を担当。

教員免許状取得に必要な科目

必修科目	中学校	高校
共通した科目	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服製作実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	
共通していない科目	住居学 保育学（実習を含む。）	住居学（製図を含む。） 保育学（実習及び家庭看護を含む。） 家庭電気・機械及び情報処理

（その他、教職に関する科目、教科に関する選択科目を履修。）

- 「売買契約の基礎」を教えるための知識を学ぶ機会は明示されていない。

教科外での消費者教育

教科外活動での実施

- 総合的な学習の時間等を利用した学習
 - 人権教育
 - キャリア教育
- ➔ 消費者教育の余地は少ないが、環境学習・ESD など
- 特別活動
 - 文化祭などの行事
 - クラブ・部活動 等
- ➔ 寸劇の上演、展示活動など実施できるのでは

外部人材の活用

- 出前授業の申し出は、学校に多く寄せられる。
 - 全ては受け入れられない
- 児童・生徒に合った授業を実施する必要がある。
 - 事前の打ち合わせ・調整の時間がない
 - 人材に限られる
- ➔ 外部人材への「教え方」の研修

第4期消費者基本計画に向けて

- 実効性のある消費者教育の体制づくり
 - 学習指導要領に記された内容を着実に実施
 - 免許法や学習時間の見直し
- 評価指標を用いた消費者教育の進展状況の把握
 - 高等学校段階までに以下を実施
 - 契約に関する基本的な考え方や契約に伴う責任
 - 消費者市民社会の形成に参画することの重要性の理解
 - 社会において一消費者として主体的に判断し、責任を持って行動できるような能力を育む
- 効果的な教育内容・手法の研究